ハ　規制上の準備金に含まれるもの

二　資産の部及び負債の部に計上される金融商品等の額は、次に掲げるものを除き、時価に評価替えを行う。この場合において、負債の部に計上される金融商品等の評価替えを行うに当たっては、保険会社等自らの信用状態の変化を考慮しないものとする。

イ　負債の部に計上され、第四章に規定する適格資本の額に含まれるもの

ロ　子会社株式及び関連会社株式

ハ　持分法が適用される保険事業に係る持分法による評価額

三　外国通貨建ての子会社株式の額及び関連会社株式の額は、基準日時点における為替レートを用いて日本円に換算した額に評価替えを行う。

四　不動産の額及び借地権の額は、時価に評価替えを行う。

五　貸借対照表上の退職給付引当金の額及び前払年金費用の額は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を含めた額に評価替えを行う。

六　繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、第四節に定めるところにより計算した額に評価替えを行う。

七　繰延資産及び基準日以降に支払期日が到来し第十四条に規定する契約の境界線以前の日に収入する予定の保険料を資産の部に計上している場合は、それらの額は０に評価替えを行う。

八　保険約款貸付の額は、時価に評価替えを行う。

第二節　保険契約の評価

第一款　経済価値ベースの保険負債

（経済価値ベースの保険負債の額）

第十一条　保険会社等が引き受けている保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第三十一条に規定する保険契約以外の場合　次款に規定する現在推計の額及び第四款に規定するMOCEの額の合計額

二　第三十一条に規定する保険契約の場合　第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額

２　前項の規定により経済価値ベースの保険負債の額を評価するに当たって、一の保険契約は同項各号のいずれか一方のみに該当するものとする。ただし、特別勘定等を設けた保険契約であって、そのうちの一部のみが同項第二号に掲げる場合に該当する場合には、当該一部は同号に定める額により、当該保険契約のうち当該一部以外は同項第一号に定める額により評価することができる。

３　第一項の規定により経済価値ベースの保険負債の額を評価するに当たっては、保険会社等が契約の当事者となった全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識するものとする。なお、保険会社等が保険契約の当事者となり、契約内容を一方的に修正し、又は解除することができない状態となった場合には、保険責任が開始する前であっても、当該保険契約を認識するものとする。

第二款　現在推計

（現在推計の額の計算）

第十二条　現在推計の額は、次条に定めるところにより計算した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを次款に規定する割引率のうち当該保険契約に係るもので割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均とする。この場合において、現在推計の額は、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものとする。

２　現在推計の額の算出に当たっては、保険会社等自らの信用状態を考慮しないものとする。

３　現在推計の額の算出に当たっては、次の各号に掲げるものに起因する不確実性を考慮するものとする。

一　保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の発生タイミング、頻度及び損傷度

二　保険金等の額及びインフレーション

三　保険金等の決済に要する期間

四　経費の額

五　保険契約者行動（受け取る保険金等の額、タイミング又は性質を変更する保険契約者の契約上の権利に基づく行動をいう。以下同じ。）

（保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算）

第十三条　現在推計の額の基礎となる保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、基準日以降に生じる保険契約上の債務を履行することに関連するキャッシュ・フロー（既経過責任に係るものを含む。）をいい、この条の規定に基づき計算するものとする。

２　保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、少なくとも次の各号に掲げるものを含むものとする。

一　保険金等

二　直接経費及び間接経費（法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。第三十五条において同じ。）及び第四十条第一号イに掲げる無形固定資産に係る減価償却費を除く。）

三　保険料

四　当該保険契約に関連する再保険契約及び特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業の内容の変更が制限されているこ